

議案第31号

西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、西十勝介護認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

西十勝介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西十勝介護認定審査会共同設置規約(平成11年清水町告示第52号)の一部を次のように変更する。

第3条中「東4条4丁目5番地芽室町保健福祉センター内」を「東2条2丁目14番地」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用する。